

第 8 期草加市介護保険事業計画における
草加市地域密着型サービス等事業者の公募及び指定
に関する指針

平成 27 年 7 月策定

平成 28 年 4 月改正

平成 31 年 3 月改正

令和 3 年 5 月改正

草加市健康福祉部 介護保険課

目次

1	指針策定の趣旨	1
2	地域密着型サービスとは	1
3	公募による地域密着型サービス事業者の指定等について	1
	(1) 公募について	1
	(2) 公募申請の手続について	1
	(3) 設置に伴う地域への周知等について	2
4	選定方法について	2
	(1) 選定方法	2
	(2) 指定までの手順	2
5	指定手続きについて	3
	(1) 指定申請の手続について	3
	(2) 指定までの手順	3
6	草加市における報酬・基準等の設定について	3
7	指導・監督等について	3
	(1) 文書の提示	3
	(2) 勧告	3
	(3) 指定の取消し	4
8	草加市地域包括支援センター等運営協議会について	4

1 指針策定の趣旨

草加市（以下「市」という。）では、高年者が要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう第8期草加市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの提供を行う事業者を公募、指定するための市の基本的な考えを示すものである。

2 地域密着型サービスとは

要介護者・要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域密着型サービス」が創設された。

原則として利用者は各市町村の被保険者に限定され、市町村は全域及び日常生活圏域ごとにサービスの必要整備量を計画することとされている。また市町村には、地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の権限が与えられ、国の基準の範囲内で地域の実情に応じた市町村独自の介護報酬・指定基準が設定できる。

3 公募による地域密着型サービス事業者の指定等について

(1) 公募について

① 公募の考え方

市では、地域密着型サービス事業者の選定に当たり、第8期草加市介護保険事業計画に定められた整備量を目標として、事業者を公募・選定し、指定していく。

② 公募による指定を行う事業の種類

介護保険法（以下「法」という。）第78条の2等の規定に基づき、第8期草加市介護保険事業計画期間中における、市が公募により指定を行う本サービスの種類は、次のとおりである。

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第8条第15項）

イ) 複合型サービス（法第8条第23項）

(2) 公募申請の手続について

① 公募を希望する事業者は、市が指定する公募申請書類等を提出することとする。

② 提出日時及び提出場所

公募申請書類等は、市が指定する期間に介護保険課に提出する。

③ 公募申請に当たっての留意事項

ア) 建物、設備等の基準については、法等に規定する基準（建築基準法、消防法等関係法令等）を遵守した内容とする。

イ) 地域密着型サービスの在り方の趣旨を踏まえ、立地要件として、住

宅地の中にあること、又は住宅地と同程度に、家族や地域住民と交流の機会が確保される地域であることとする。

ウ) 新たに建物等を建築・増築等する場合、事業主の土地であることが望ましいが、今後、その土地の取得や長期に渡る賃貸借契約が見込まれる場合も可とする。ただし、市から選定結果通知を受ける前に、地域密着型サービスのための施設建設や改修工事を実施していても、そのことについて選定の決定には一切配慮しない。

(3) 設置に伴う地域への周知等について

本サービスの事業を開始するに当たり、地域住民に対して、地域密着型サービスを展開することの周知と、その事業に対する地域住民の理解を得ることが必要である。従って、選定された後、市に指定申請書を提出する際の条件として、選定事業者が、事業所開設予定地の近隣住民や自治会等を対象に説明会等を実施し、その状況等を報告することとする。

4 選定方法について

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスであり、利用者は、認知症高齢者や要介護度の高い高齢者が主である。これらのニーズに対応できるよう、市は、質の高いサービスを提供できる事業者を選定する。

(1) 選定方法

- ① 事業者の選定は、「草加市地域密着型サービス事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーションによる評価並びに「草加市地域包括支援センター等運営協議会」（以下「運営協議会」という。）での協議により行う。
- ② 上記の結果、選定事業者なしとする場合がある。
- ③ 日常生活圏域ごとに選定事業者を決定することを原則とするが、事業の種類ごとの整備の進捗状況や利用状況等サービスの特性を考慮して、柔軟な整備を進めるものとする。

(2) 選定までの手順

市における選定までの手順は、以下のとおりとする。

- ① 提出された公募申請書類等を収受する。
- ② 書類審査の実施
- ③ 公募申請事業者の事業所予定地の現地調査を行う。
- ④ 選定委員会による評価・ヒアリングを行い、提出された事業計画書等を総合的に審査する。
- ⑤ 選定委員会の審査内容を基に、公募申請事業者の選定について、運営

協議会で協議する。

- ⑥ 運営協議会の協議結果を踏まえ、選定事業者を決定し、結果を通知するとともに、ホームページで公表する。

5 指定手続きについて

(1) 指定申請の手続きについて

- ① 指定申請は、市が指定する指定申請書類等を提出することとする。
- ② 提出日時及び提出場所

選定事業者は、事業所の建設等が完了し、事業開始の準備が整い次第、指定を受けようとする日の前々月10日までに介護保険課に提出する。

(2) 指定までの手順

- ① 提出された指定申請書を収受する。
- ② 指定基準等の確認のため、書類審査及び事業所の現地調査を行う。
- ③ 指定月の1日付けで指定し、指定通知及び公示を行う。

6 草加市における報酬・基準等の設定について

地域密着型サービスにかかる介護報酬については、本市では、第8期草加市介護保険事業計画期間中は、独自基準を設定せず、厚生労働大臣が設定した報酬の範囲内としている。また、運営基準等については、別記「草加市の地域密着型サービスの基準について」のとおり、「草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を制定し、市独自の基準を定めている。

7 指導・監督等について

(1) 文書の提示

市は、法第23条等の規定により、保険給付に関して必要と認めるときは、本サービス事業者に、文書等の提示等を求めることができる。

(2) 勧告

市は、法第78条の9の規定により、本サービス事業者が、次に該当する場合には、期限を定めて、条件に従い基準を遵守することを勧告することができる。

- ① 指定時に市から付された条件に従わないとき。
- ② 人員基準を満たさないとき。
- ③ 設備・運営基準に従った運営をしていないとき。

また、市は、事業者が期限内に勧告に従わないときはその旨を公表し、正当な理由がなく、勧告に関わる措置をとらなかつたときは、期限を定めて措置をとるよう命ずることができる。

(3) 指定の取消し

市は、法第78条の10の規定により、本サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。

8 草加市地域包括支援センター等運営協議会について

市は、事業者の指定又は指定拒否、指定基準や介護報酬の変更を行うに当たっては、介護保険の被保険者や保健・医療・福祉関係者などの意見を聞くなど、公正かつ透明性の高い制度運営を確保することが求められることから、運営協議会にて協議することとする。

運営協議会の主な役割は、以下のとおり。

- (1) 地域密着型介護サービス費の額に関する事項（介護予防を含む）
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定に関する事項（介護予防を含む）
- (3) 地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準、事業の設備及び運営に関する基準（介護予防を含む）
- (4) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項